

箕面市地域防災計画 新旧対照表 (主な改定箇所 の 抜粋)

現行	改正案	ページ
<p>この計画には、本市防災の方向性を示し、箕面市災害対策本部や職員等の実動に必要な詳細事項は、この計画に基づき作成する実動計画類に記す。</p>	<p>この計画には、本市防災の方向性を示し、箕面市災害対策本部や職員等の実動に必要な詳細事項は、この計画に基づき作成する実動計画類に記す。</p> <p><u>また、市外部からの支援を円滑に受け入れるため、この計画</u> <u>中、支援の受け入れに係る部分のみを抜粋した「災害時受援計</u> <u>画」を別冊として備える。</u></p>	総則-1
<p>2-1-5-2 情報収集伝達体制の強化</p> <p>被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化により、情報収集体制を確保するとともに、消防本部及び守衛室との連携により、職員の常駐体制を確保する。</p> <p>また、市ホームページ緊急情報フォームの活用、市民安全メールによる配信、防災行政無線の屋外大型スピーカーからの放送、コミュニティFMタッキー816による放送、エリアメール／緊急速報メール／Yahoo!防災速報の配信（定められた種類の緊急情報に限る）による情報発信等、多重・複合的な伝達体制を整備する。</p>	<p><u>2-1-1-2-5 配備職員の確保のための措置</u></p> <p><u>市は、災害対応が長期化した場合であっても、災害対策本部の</u> <u>従事職員を3交替でローテーションするため、子育て中の職員の</u> <u>子どもの臨時託児体制を整備する。</u></p> <p><u>また、通常業務の縮小等により交替要員を含めた配備職員を確</u> <u>保するため、縮小すべき業務等を災害時業務継続計画（BCP）</u> <u>にあらかじめ定める。</u></p>	災害予防対策-4
<p>2-1-5-3-1-2 広報文案の事前作成</p> <p>災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報項目を整理した上で、次の事項について広報文案を事前に作成し、この計画に基づいて作成する実動計画類に記載する。</p>	<p>2-1-5-2 情報収集伝達体制の強化</p> <p>被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化により、情報収集体制を確保するとともに、消防本部及び守衛室との連携により、職員の常駐体制を確保する。</p> <p>また、市ホームページ緊急情報フォームの活用、市民安全メール、<u>Twitter、LINE</u>による配信、防災行政無線の屋外大型スピーカーからの放送、コミュニティFMタッキー816による放送、エリアメール／緊急速報メール／Yahoo!防災速報の配信（定められた種類の緊急情報に限る）による情報発信等、多重・複合的な伝達体制を整備する<u>とともに、各種防災訓練において職員の習熟度を高めるものとする。</u></p>	災害予防対策-10
<p>2-1-5-3-1-2 広報文案の事前作成</p> <p>時間経過に応じ、提供すべき情報項目を整理した上で、次の事項について広報文案を事前に作成し、この計画に基づいて作成する実動計画類に記載する。</p>	<p>2-1-5-3-1-2 広報文案の事前作成</p> <p>時間経過に応じ、提供すべき情報項目を整理した上で、次の事項について広報文案を事前に作成し、この計画に基づいて作成する実動計画類に記載する。</p>	

箕面市地域防災計画 新旧対照表 (主な改定箇所 の 抜粋)

現行	改正案	ページ																														
2-1-5-3-1-3 多様な広報手段の確保 ・聴覚情報と視覚情報の併用 ・多言語情報の発信	2-1-5-3-1-3 多様な広報手段の確保 <u>災害時要援護者に配慮し、ラジオや防災無線などの聴覚情報とメール、Twitter、LINEの配信やホームページ掲載などの視覚情報の併用、外国人への情報提供のため多言語情報の発信を行う。</u> 2-1-5-3-1-4 警戒レベルの広報 風水害 <u>風水害時においては、災害から身を守るために市民がとるべき行動について、国が「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府)で示す「警戒レベル」を用いて広報するものとする。</u> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%; text-align: center;">警戒レベル</th> <th style="width: 15%; text-align: center;">とるべき行動</th> <th style="width: 15%; text-align: center;">避難情報</th> <th style="width: 15%; text-align: center;">雨の情報</th> <th style="width: 15%; text-align: center;">川の情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">最新情報に注意</td> <td style="text-align: center;">二</td> <td style="text-align: center;">早期注意情報</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">避難方法を確認</td> <td style="text-align: center;">二</td> <td style="text-align: center;">大雨・洪水注意報</td> <td style="text-align: center;">氾濫注意</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">高齢者など避難</td> <td style="text-align: center;">避難準備・高齢者等避難開始</td> <td style="text-align: center;">大雨・洪水警報</td> <td style="text-align: center;">氾濫警戒</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">全員避難</td> <td style="text-align: center;">避難勧告／避難指示(緊急)</td> <td style="text-align: center;">土砂災害警戒情報</td> <td style="text-align: center;">氾濫危険</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">命を守って!</td> <td style="text-align: center;">災害発生情報</td> <td style="text-align: center;">大雨特別警報</td> <td style="text-align: center;">氾濫発生</td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	とるべき行動	避難情報	雨の情報	川の情報	1	最新情報に注意	二	早期注意情報		2	避難方法を確認	二	大雨・洪水注意報	氾濫注意	3	高齢者など避難	避難準備・高齢者等避難開始	大雨・洪水警報	氾濫警戒	4	全員避難	避難勧告／避難指示(緊急)	土砂災害警戒情報	氾濫危険	5	命を守って!	災害発生情報	大雨特別警報	氾濫発生	災害予防対策-11
警戒レベル	とるべき行動	避難情報	雨の情報	川の情報																												
1	最新情報に注意	二	早期注意情報																													
2	避難方法を確認	二	大雨・洪水注意報	氾濫注意																												
3	高齢者など避難	避難準備・高齢者等避難開始	大雨・洪水警報	氾濫警戒																												
4	全員避難	避難勧告／避難指示(緊急)	土砂災害警戒情報	氾濫危険																												
5	命を守って!	災害発生情報	大雨特別警報	氾濫発生																												

箕面市地域防災計画 新旧対照表 (主な改定箇所抜粋)

現行	改正案	ページ
<p>2-1-8-1 地域緊急交通路の選定</p> <p>市は、府が選定した広域緊急交通路と、市の災害時用臨時ヘリポート、市災害医療センター（箕面市立病院）、避難所等を連絡する道路を地域緊急交通路に選定する。</p> <p>また、選定した緊急交通路については、災害時に機能を十分に発揮させるため、市民等への周知に努める。</p>	<p>2-1-8-1 地域緊急交通路の選定</p> <p>市は、府が選定した広域緊急交通路と、市の災害時用臨時ヘリポート、市災害医療センター（箕面市立病院）、避難所等を連絡する道路を地域緊急交通路に選定する。</p> <p>また、選定した緊急交通路については、災害時に機能を十分に発揮させるため、<u>市は、市道以外の道路管理者および鉄道事業者等と災害時の対応について十分に調整するとともに</u>、市民等への周知に努める。</p>	災害予防対策-18
<p>2-1-9-1-2 避難所の機能整備</p> <p>市は、最初に開設する避難所及び拡張して開設する避難所に食糧、飲料水、生活物資、衛生用品及び発電機等を備蓄するとともに、貯水槽及びプール（これらの設備を備える避難所に限る）を耐震化し、飲料水及び生活用水のさらなる確保に努める。</p>	<p>2-1-9-1-2 避難所の機能整備</p> <p>市は、最初に開設する避難所及び拡張して開設する避難所に食糧 <u>(アレルギー対応食を含む)</u>、飲料水、生活物資、衛生用品及び発電機等を備蓄するとともに、貯水槽及びプール（これらの設備を備える避難所に限る）を耐震化し、飲料水及び生活用水のさらなる確保に努める。</p>	災害予防対策-21
<p>2-1-9-4-2-1 風水害時の避難の類型</p> <p>風水害時の避難は、災害対策基本法第60条第2項の規定により立ち退き先として避難所を指定する場合（この計画において「<u>水平避難</u>」という。）と、同条第3項の規定により屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する場合（この計画において「<u>垂直避難</u>」という。）がある。</p> <p>市長は、家屋内にとどまっていた場合は生命又は身体に危険が及ぶ場合には<u>水平避難</u>を指示し、家屋内にとどまった場合でも生命・身体に危険がなく、<u>水平退避</u>によりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは<u>垂直避難</u>を指示する。</p> <p>ただし、<u>垂直避難</u>の対象世帯であっても、<u>水平避難</u>することを妨げない。</p>	<p>2-1-9-4-2-1 風水害時の避難の類型</p> <p>風水害時の避難は、災害対策基本法第60条第2項の規定により立ち退き先として避難所を指定する場合（この計画において「<u>避難所に避難</u>」という。）と、同条第3項の規定により屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する場合（この計画において「<u>2階に避難</u>」という。）がある。</p> <p>市長は、家屋内にとどまっていた場合は生命又は身体に危険が及ぶ場合には「<u>避難所に避難</u>」を指示し、家屋内にとどまった場合でも生命・身体に危険がなく、「<u>避難所に避難</u>」することによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは「<u>2階に避難</u>」を指示する。</p> <p>ただし、「<u>2階に避難</u>」の対象世帯であっても、<u>避難所</u>に避難することを妨げない。</p>	災害予防対策-23

箕面市地域防災計画 新旧対照表 (主な改定箇所の抜粋)

現行	改正案	ページ
	<p><u>※注 「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府)においては、災害対策基本法第60条第2項の規定により立ち退き先として避難所を指定する場合を「立退き避難」、同条第3項の規定により屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する場合を「屋内安全確保」と呼称している。この計画においては、「立退き避難」を「避難所に避難」、「屋内安全確保」を「2階に避難」と表記する。</u></p>	
<p>2-1-9-4-2-2 <u>水平避難</u>を要する世帯の避難誘導體制</p> <p>市は、<u>水平避難</u>を要する世帯をあらかじめ把握し、戸別に避難に関する情報を伝達する手段の確立に努める。</p>	<p>2-1-9-4-2-2 <u>避難所に避難</u>を要する世帯の避難誘導體制</p> <p>市は、<u>避難所に避難</u>を要する世帯をあらかじめ把握し、戸別に避難に関する情報を伝達する手段の確立に努める。</p>	
<p>2-1-9-4-2-3 <u>垂直避難</u>する世帯の避難誘導體制</p>	<p>2-1-9-4-2-3 <u>2階に避難</u>する世帯の避難誘導體制</p>	
<p>2-1-10-1 給水体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給水拠点の整備 ・給水車の配備、給水用資機材の備蓄 ・応急給水マニュアルの整備 ・避難所における飲料水の備蓄 ・避難所の貯水槽の耐震化 ・災害時協力井戸の登録推進と情報共有 	<p>2-1-10-1 給水体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給水拠点の整備 ・給水車の配備、給水用資機材の備蓄 ・応急給水マニュアルの整備 ・避難所における飲料水の備蓄 ・避難所の貯水槽の耐震化 ・<u>避難所における応急給水体制の整備</u> ・災害時協力井戸の登録推進と情報共有 	災害予防対策-25

箕面市地域防災計画 新旧対照表 (主な改定箇所 の 抜粋)

現行	改正案	ページ
<p>2-1-10-2-1 食糧・生活用品の備蓄</p> <p>○要給食者数 2万人(最大想定避難者数) ○給食数 1日1人あたり2食、3日分 ○備蓄食糧・生活用品等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パン、アルファ化米等の主食 ・野菜スープ等の副食 ・高齢者、乳幼児のためのおかゆ、粉ミルク、哺乳瓶等 ・毛布 ・衛生用品(大人用・子供用紙おむつ、生理用品、トイレトペーパー等) ・非常用トイレ ・照明機器(発電機、投光器、ランタン、懐中電灯等) ・炊事道具 	<p>2-1-10-2-1 食糧・生活用品の備蓄</p> <p>○要給食者数 2万人(最大想定避難者数) ○給食数 1日1人あたり2食、3日分 ○備蓄食糧・生活用品等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パン、アルファ化米等の主食 <u>(アレルギー対応食含む)</u> ・野菜スープ等の副食 <u>(アレルギー対応食含む)</u> ・高齢者、乳幼児のためのおかゆ、粉ミルク、哺乳瓶等 ・毛布 ・衛生用品(大人用・子供用紙おむつ、生理用品、トイレトペーパー等) ・非常用トイレ ・照明機器(発電機、投光器、ランタン、懐中電灯等) ・炊事道具 	災害予防対策-26
<p>2-1-12 交通確保体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急復旧用資機材の備蓄 ・国、府等、他の道路管理者との協力体制の整備 ・工事関係事業者との協定締結の推進 ・箕面警察署との通行規制等に関する連携体制の整備 	<p>2-1-12 交通確保体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急復旧用資機材の備蓄 ・国、府等、他の道路管理者との協力体制の整備 ・工事関係事業者との協定締結の推進 ・箕面警察署との通行規制等に関する連携体制の整備 ・<u>鉄道事業者との地域緊急交通路の確保に係る連携体制の整備</u> 	災害予防対策-28
<p>2-1-14-1 帰宅困難者(来街者等)の発生の見込み</p> <p>市外から本市への来街者については、箕面大滝周辺への観光客が特に紅葉シーズンにおいて相当数あること、平成32年度中の開業を予定している北大阪急行線延伸線の2つの新駅の利用者等が見込まれることから、大規模災害時においては公共交通機関の運行中止により帰宅困難者の発生が予想される。</p>	<p>2-1-14-1 帰宅困難者(来街者等)の発生の見込み</p> <p>市外から本市への来街者については、箕面大滝周辺への観光客が特に紅葉シーズンにおいて相当数あること、北大阪急行線延伸線の<u>箕面萱野駅及び箕面船場阪大前駅(いずれも令和5年度開業予定)</u>の利用者等が見込まれることから、大規模災害時においては公共交通機関の運行中止により帰宅困難者の発生が予想される。</p>	災害予防対策-33

箕面市地域防災計画 新旧対照表 (主な改定箇所の抜粋)

現行	改正案	ページ
	<p><u>2-1-15-3 電源の供給</u></p> <p><u>停電の長期化などが想定される場合は、在宅被災者に携帯電話の充電等の便宜を供するため、避難所、庁舎、公共施設（主に平常時から不特定多数の利用者が利用する施設）に充電スポットを開設する体制を整える。</u></p>	災害予防対策-34
<p>2-2-1-1-1-1 災害等の知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害の態様や危険性 ・市をはじめとする各防災関係機関の防災体制等 ・地域の危険場所 ・風水害時の避難行動（<u>水平避難</u>又は<u>垂直避難</u>の別） 	<p>2-2-1-1-1-1 災害等の知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害の態様や危険性 ・市をはじめとする各防災関係機関の防災体制等 ・地域の危険場所 ・風水害時の避難行動（<u>避難所に避難</u>又は<u>2階に避難</u>の別） 	災害予防対策-35
<p>2-2-4-2 避難計画に記載すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難実施責任者 ・避難誘導責任者、補助者 ・避難誘導の要領（風水害時においては、<u>水平避難</u>又は<u>垂直避難</u>の別に記載） ・避難者の確認方法 ・家族、保護者等への連絡、引き渡し方法 ・市等の関係機関への連絡網の整備 ・避難訓練の実施 	<p>2-2-4-2 避難計画に記載すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難実施責任者 ・避難誘導責任者、補助者 ・避難誘導の要領（風水害時においては、<u>避難所に避難</u>又は<u>2階に避難</u>の別に記載） ・避難者の確認方法 ・家族、保護者等への連絡、引き渡し方法 ・市等の関係機関への連絡網の整備 ・避難訓練の実施 	災害予防対策-41
<p>2-3-3-2 水害軽減対策</p> <p>洪水・浸水に対する事前の備えと、洪水発生が予測される際の的確な情報伝達、避難により、被害の軽減を図るため、市は、洪水予報、水防警報の水位情報等、府を通じて伝達される各種情報の市民への速やかな伝達体制を整備する。</p> <p>また、浸水想定区域の指定・公表や、想定区域に居住する市民への浸水ハザードマップによる浸水しやすい箇所、<u>水平避難</u>又は<u>垂直避難</u>の別の事前周知等により、避難体制の整備を推進する。</p>	<p>2-3-3-2 水害軽減対策</p> <p>洪水・浸水に対する事前の備えと、洪水発生が予測される際の的確な情報伝達、避難により、被害の軽減を図るため、市は、洪水予報、水防警報の水位情報等、府を通じて伝達される各種情報の市民への速やかな伝達体制を整備する。</p> <p>また、浸水想定区域の指定・公表や、想定区域に居住する市民への浸水ハザードマップによる浸水しやすい箇所、<u>避難所に避難</u>又は<u>2階に避難</u>の別の事前周知等により、避難体制の整備を推進する。</p>	災害予防対策-45

箕面市地域防災計画 新旧対照表 (主な改定箇所 の 抜粋)

現行	改正案	ページ
<p>2-3-3-2-1 浸水想定区域住民への洪水予報等の伝達方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線の屋外スピーカーによる放送 ・コミュニティFMタッキー816による放送 ・市民安全メールによる情報送信 ・エリアメール／緊急速報メール／Yahoo!防災速報の配信（定められ た種類の緊急情報に限る） <p>2-3-3-2-2 浸水に備えて<u>水平避難</u>する避難所</p> <p><u>浸水に備えて水平避難する場合</u>の避難所は、居住する校区の小学校（北小学校区にあっては中央生涯学習センター・メイプルホール、萱野北小学校区にあっては第二中学校）とする。 浸水が始まった場合には、垂直避難を指示する。</p>	<p>2-3-3-2-1 浸水想定区域住民への洪水予報等の伝達方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線の屋外スピーカーによる放送 ・コミュニティFMタッキー816による放送 ・市民安全メール、<u>Twitter、LINE</u>による情報送信 ・エリアメール／緊急速報メール／Yahoo!防災速報の配信（定められ た種類の緊急情報に限る） <p>2-3-3-2-2 浸水に備えて<u>避難</u>する避難所</p> <p>避難所は、居住する校区の小学校（北小学校区にあっては中央生涯学習センター・メイプルホール、萱野北小学校区にあっては第二中学校）とする。 <u>ただし、すでに浸水が始まっている場合には、2階に避難</u>を指示する。</p>	
<p>2-3-4-2-1 危険区域等住民への災害情報等の伝達方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線の屋外スピーカーによる放送 ・コミュニティFMタッキー816による放送 ・市民安全メールによる情報送信 ・エリアメール／緊急速報メール／Yahoo!防災速報の配信（定められ た種類の緊急情報に限る） ・<u>水平避難</u>を要する世帯への戸別通知 <p>2-3-4-2-2 土砂災害警戒・発生時に水平避難する避難所</p> <p><u>水平避難する場合</u>の避難所は、居住する校区の小学校（北小学校区にあっては中央生涯学習センター・メイプルホール、萱野北小学校区にあっては第二中学校）とする。</p>	<p>2-3-4-2-1 危険区域等住民への災害情報等の伝達方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線の屋外スピーカーによる放送 ・コミュニティFMタッキー816による放送 ・市民安全メール、<u>Twitter、LINE</u>による情報送信 ・エリアメール／緊急速報メール／Yahoo!防災速報の配信（定められ た種類の緊急情報に限る） ・<u>避難所に避難</u>を要する世帯への戸別通知 <p>2-3-4-2-2 土砂災害警戒・発生時に避難する避難所</p> <p>避難所は、居住する校区の小学校（北小学校区にあっては中央生涯学習センター・メイプルホール、萱野北小学校区にあっては第二中学校）とする。</p>	災害予防対策-47

箕面市地域防災計画 新旧対照表 (主な改定箇所 の 抜粋)

現行	改正案	ページ
<p>2-3-4-3-2-1 情報伝達体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線の屋外スピーカーによる放送 ・コミュニティFMタッキー816による放送 ・市民安全メールによる情報送信 ・エリアメール／緊急速報メール／Yahoo!防災速報の配信（定められ た種類の緊急情報に限る） ・水平避難を要する世帯への戸別通知 <p>2-3-4-3-2-2 土砂災害警戒・発生時の避難所</p> <p>水平避難する避難所は、居住する校区の小学校（北小学校区にあっては中央生涯学習センター・メイプルホール、萱野北小学校区にあっては第二中学校）とする。</p> <p>2-3-4-4 山地災害対策</p> <p>市は、林野庁の調査要綱に基づく調査により指定された山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区）について土砂災害対策指針により順位付けを行い、国、大阪府、山林所有者、森林組合、市民活動団体等が行う様々な活動と連携し山地災害対策を促進するとともに、防災マップ等への記載により、市民への周知に努める。</p>	<p>2-3-4-3-2-1 情報伝達体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線の屋外スピーカーによる放送 ・コミュニティFMタッキー816による放送 ・市民安全メール、<u>Twitter、LINE</u>による情報送信 ・エリアメール／緊急速報メール／Yahoo!防災速報の配信（定められ た種類の緊急情報に限る） ・<u>避難所に避難</u>を要する世帯への戸別通知 <p>2-3-4-3-2-2 土砂災害警戒・発生時の避難所</p> <p>避難所は、居住する校区の小学校（北小学校区にあっては中央生涯学習センター・メイプルホール、萱野北小学校区にあっては第二中学校）とする。</p> <p>2-3-4-4 山地災害対策</p> <p>市は、林野庁の調査要綱に基づく調査により指定された山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区）について土砂災害対策指針により順位付けを行い、国、大阪府、山林所有者、森林組合、市民活動団体等が行う様々な活動と連携し山地災害対策を促進するとともに、<u>ハザードエリア内に立地している施設等に個別に周知し、施設の避難計画等に反映するよう助言するものとする。</u></p> <p><u>3-1-2-8 交代要員の確保</u></p> <p><u>災害対応の長期化が予想される場合には、職員の子どもを預かる臨時託児を実施する。</u></p> <p><u>また、通常業務を行っている場合には、必要に応じて災害時業務継続計画（BCP）に基づき、市民生活に影響の少ない通常業務を休止し、交替要員を確保する。</u></p>	<p>災害予防対策-49</p> <p>災害予防対策-50</p> <p>災害応急対策-10</p>

箕面市地域防災計画 新旧対照表 (主な改定箇所 の 抜粋)

現行	改正案	ページ
<p>3-2-2-1-1 第1次警戒態勢</p> <p><u>土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域において、予想雨量で土砂災害発生基準雨量（CL：過去に当該地域で土砂災害をもたらした累積雨量の下限値）を超過したときは、市は、次の警戒活動を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各ハザードエリアにおいてパトロールを実施し、前兆現象の把握に努める ・避難所に人員を配備する ・自治会等の地域コミュニティに協力を要請する ・水平避難を要する世帯または、水平避難をしようとする市民に避難の準備を行うよう広報を実施する ・ハザードエリア内の福祉施設、医療機関等に情報を伝達する 	<p>3-2-2-1-1 第1次警戒態勢</p> <p><u>土砂災害ハザードエリアにおいて、警戒レベル3に該当する情報が出た</u>ときは、市は、次の警戒活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各ハザードエリアにおいてパトロールを実施し、前兆現象の把握に努める ・避難所に人員を配備する ・自治会等の地域コミュニティに協力を要請する ・ハザードエリア内の福祉施設、医療機関等に情報を伝達する ・<u>避難準備・高齢者等避難開始を発令する（発令基準は3-4-2-1-1参照）</u> 	
<p>3-2-2-1-2 第2次警戒体制</p> <p><u>土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域において、土砂災害警戒情報が発表されたときは、市は、災害対策基本法に基づく避難勧告を行う。</u></p> <p><u>※ 地すべり危険箇所、山地災害危険地区、宅地造成工事規制区域においては、土砂災害警戒情報の対象に含まれないため、</u> <u>上記を参考に警戒活動を実施する。</u></p>	<p>3-2-2-1-2 第2次警戒体制</p> <p><u>土砂災害ハザードエリアにおいて、警戒レベル4に該当する情報が出た</u>ときは、市は、避難勧告を行う（<u>発令基準は3-4-2-1-1参照</u>）。</p>	
<p>3-2-2-2-1 巡回、点検</p> <p>市は、洪水による災害発生の危険があるときは、重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに、府の現地指導班長に報告する。</p>	<p>3-2-2-2-1 巡回、点検</p> <p>市は、<u>浸水害ハザードエリアにおいて警戒レベル3に該当する情報が出た</u>ときは、重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに、府の現地指導班長に報告する。</p>	災害応急対策-16

箕面市地域防災計画 新旧対照表 (主な改定箇所 の 抜粋)

現行	改正案	ページ																														
<p>3-2-4-1-1 発災直後の広報</p> <p>市は、発災直後に、主に市民に向けて以下の情報を広報する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震の規模、余震の状況 ・浸水、土砂災害の規模、気象等の状況 ・二次災害の危険性 ・避難所の開設状況 ・出火防止、初期消火の呼びかけ ・自治会等の地域コミュニティにおける安否確認、救助、災害時要援 <p>護者への支援等の呼びかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区防災委員会による活動開始の周知 地 震 ・水平避難を要する世帯への戸別通知 風水害 	<p>3-2-4-1-1 発災直後の広報</p> <p>市は、発災直後に、主に市民に向けて以下の情報を広報する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震の規模、余震の状況 ・浸水、土砂災害の規模、気象等の状況 ・二次災害の危険性 ・避難所の開設状況 ・出火防止、初期消火の呼びかけ ・自治会等の地域コミュニティにおける安否確認、救助、災害時要援 <p>護者への支援等の呼びかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区防災委員会による活動開始の周知 地 震 ・<u>避難所に避難</u>を要する世帯への戸別通知 風水害 <p style="color: red;">3-2-4-1-2 警戒レベルの広報 風水害</p> <p style="color: red; text-align: center;"><u>風水害時においては、災害から身を守るために市民がとるべき行動について、国が「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府)で示す「警戒レベル」を用いて広報するものとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center; color: red;"> <thead> <tr> <th style="width: 8%;">警戒レベル</th> <th style="width: 18%;">とるべき行動</th> <th style="width: 18%;">避難情報</th> <th style="width: 18%;">雨の情報</th> <th style="width: 18%;">川の情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>最新情報に注意</td> <td>二</td> <td>早期注意情報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>避難方法を確認</td> <td>二</td> <td>大雨・洪水注意報</td> <td>氾濫注意</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>高齢者など避難</td> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>大雨・洪水警報</td> <td>氾濫警戒</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>全員避難</td> <td>避難勧告/避難指示(緊急)</td> <td>土砂災害警戒情報</td> <td>氾濫危険</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>命を守って!</td> <td>災害発生情報</td> <td>大雨特別警報</td> <td>氾濫発生</td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	とるべき行動	避難情報	雨の情報	川の情報	1	最新情報に注意	二	早期注意情報		2	避難方法を確認	二	大雨・洪水注意報	氾濫注意	3	高齢者など避難	避難準備・高齢者等避難開始	大雨・洪水警報	氾濫警戒	4	全員避難	避難勧告/避難指示(緊急)	土砂災害警戒情報	氾濫危険	5	命を守って!	災害発生情報	大雨特別警報	氾濫発生	<p style="text-align: center;">ページ</p> <p style="text-align: center;">災害応急対策-19</p>
警戒レベル	とるべき行動	避難情報	雨の情報	川の情報																												
1	最新情報に注意	二	早期注意情報																													
2	避難方法を確認	二	大雨・洪水注意報	氾濫注意																												
3	高齢者など避難	避難準備・高齢者等避難開始	大雨・洪水警報	氾濫警戒																												
4	全員避難	避難勧告/避難指示(緊急)	土砂災害警戒情報	氾濫危険																												
5	命を守って!	災害発生情報	大雨特別警報	氾濫発生																												

箕面市地域防災計画 新旧対照表 (主な改定箇所抜粋)

現行	改正案	ページ																																																								
<p style="text-align: center;">3-4-2-1-1 避難勧告等の発令基準【土砂災害】 (災害応急対策-26)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">発令の種類</th> <th style="width: 45%;">本市の発令基準</th> <th style="width: 40%;">対象エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、各雨量観測所における土砂災害の危険度が「2時間後予想」で土砂災害発生危険基準線（C L）を超過し、さらに降雨が継続する場合</td> <td>「2時間後予想」でC Lを超過した雨量観測所の系列グループに含まれるハザードエリアを含む町丁目</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">避難勧告</td> <td>次の①または②または③または④の場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>①大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、各雨量観測所における土砂災害の危険度が「1時間後予想」で土砂災害発生危険基準線（C L）を超過し、さらに降雨が継続する場合</td> <td>「1時間後予想」でC Lを超過した雨量観測所の系列グループに含まれるハザードエリアを含む町丁目</td> </tr> <tr> <td>②各雨量観測所における土砂災害の危険度が「実況」で土砂災害発生危険基準線（C L）を超過したとき</td> <td>「実況」でC Lを超過した雨量観測所の系列グループに含まれるハザードエリアを含む町丁目</td> </tr> <tr> <td>③土壌雨量指数が「実況」で土砂災害警戒情報発表レベルを超過した（＝判定メッシュが濃い紫色になった）とき</td> <td>濃い紫色になった判定メッシュに含まれるハザードエリアを含む町丁目</td> </tr> <tr> <td>④大雨警報（土砂災害）が発表されている状況において「記録的短時間大雨情報」が発表されたとき</td> <td>ハザードエリアを含む全町丁目</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">避難指示（緊急）</td> <td>次の①または②または③の場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>①土砂災害警戒情報が発表され、かつ、各雨量観測所における土砂災害の危険度が「実況」で土砂災害発生危険基準線（C L）を越え、かつ、土壌雨量指数が「実況」で土砂災害警戒情報発表レベルを超過した（＝判定メッシュが濃い紫色になった）とき</td> <td>濃い紫色になった判定メッシュに含まれるハザードエリアのうち、「実況」でC Lを超過した雨量観測所の系列グループに含まれるハザードエリア内の家屋</td> </tr> <tr> <td>②土砂災害警戒情報が発表されており、さらに「記録的短時間大雨情報」が発表されたとき</td> <td>「2時間後予想」「1時間後予想」「実況」のいずれかでC Lを超過している雨量観測所の系列グループに含まれるハザードエリア内の家屋</td> </tr> <tr> <td>③新たに土砂災害が発生したとき（被害拡大のおそれなくなるまでの間）</td> <td>新たに土砂災害が発生したハザードエリア内の家屋</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	発令の種類	本市の発令基準	対象エリア	避難準備・高齢者等避難開始	大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、各雨量観測所における土砂災害の危険度が「2時間後予想」で土砂災害発生危険基準線（C L）を超過し、さらに降雨が継続する場合	「2時間後予想」でC Lを超過した雨量観測所の系列グループに含まれるハザードエリアを含む町丁目	避難勧告	次の①または②または③または④の場合		①大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、各雨量観測所における土砂災害の危険度が「1時間後予想」で土砂災害発生危険基準線（C L）を超過し、さらに降雨が継続する場合	「1時間後予想」でC Lを超過した雨量観測所の系列グループに含まれるハザードエリアを含む町丁目	②各雨量観測所における土砂災害の危険度が「実況」で土砂災害発生危険基準線（C L）を超過したとき	「実況」でC Lを超過した雨量観測所の系列グループに含まれるハザードエリアを含む町丁目	③土壌雨量指数が「実況」で土砂災害警戒情報発表レベルを超過した（＝判定メッシュが濃い紫色になった）とき	濃い紫色になった判定メッシュに含まれるハザードエリアを含む町丁目	④大雨警報（土砂災害）が発表されている状況において「記録的短時間大雨情報」が発表されたとき	ハザードエリアを含む全町丁目		避難指示（緊急）	次の①または②または③の場合		①土砂災害警戒情報が発表され、かつ、各雨量観測所における土砂災害の危険度が「実況」で土砂災害発生危険基準線（C L）を越え、かつ、土壌雨量指数が「実況」で土砂災害警戒情報発表レベルを超過した（＝判定メッシュが濃い紫色になった）とき	濃い紫色になった判定メッシュに含まれるハザードエリアのうち、「実況」でC Lを超過した雨量観測所の系列グループに含まれるハザードエリア内の家屋	②土砂災害警戒情報が発表されており、さらに「記録的短時間大雨情報」が発表されたとき	「2時間後予想」「1時間後予想」「実況」のいずれかでC Lを超過している雨量観測所の系列グループに含まれるハザードエリア内の家屋	③新たに土砂災害が発生したとき（被害拡大のおそれなくなるまでの間）	新たに土砂災害が発生したハザードエリア内の家屋		<p style="text-align: center;">3-4-2-1-1 避難勧告等の発令基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">発令の種類</th> <th style="width: 45%;">本市の発令基準</th> <th style="width: 40%;">対象エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始 警戒レベル 3</td> <td>大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、各雨量観測所における土砂災害の危険度が「2時間後予想」で土砂災害発生危険基準線（C L）を超過し、さらに降雨が継続する場合</td> <td>「2時間後予想」でC Lを超過した雨量観測所の系列グループに含まれるハザードエリアを含む町丁目</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">避難勧告 警戒レベル 4</td> <td>次の①または②または③または④の場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>①大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、各雨量観測所における土砂災害の危険度が「1時間後予想」で土砂災害発生危険基準線（C L）を超過し、さらに降雨が継続する場合</td> <td>「1時間後予想」でC Lを超過した雨量観測所の系列グループに含まれるハザードエリアを含む町丁目</td> </tr> <tr> <td>②各雨量観測所における土砂災害の危険度が「実況」で土砂災害発生危険基準線（C L）を超過したとき</td> <td>「実況」でC Lを超過した雨量観測所の系列グループに含まれるハザードエリアを含む町丁目</td> </tr> <tr> <td>③土壌雨量指数が「実況」で土砂災害警戒情報発表レベルを超過した（＝判定メッシュが濃い紫色になった）とき</td> <td>濃い紫色になった判定メッシュに含まれるハザードエリアを含む町丁目</td> </tr> <tr> <td>④大雨警報（土砂災害）が発表されている状況において「記録的短時間大雨情報」が発表されたとき</td> <td>ハザードエリアを含む全町丁目</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難指示（緊急） 警戒レベル 4</td> <td>次の①または②の場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>①土砂災害警戒情報が発表され、かつ、各雨量観測所における土砂災害の危険度が「実況」で土砂災害発生危険基準線（C L）を越え、かつ、土壌雨量指数が「実況」で土砂災害警戒情報発表レベルを超過した（＝判定メッシュが濃い紫色になった）とき</td> <td>濃い紫色になった判定メッシュに含まれるハザードエリアのうち、「実況」でC Lを超過した雨量観測所の系列グループに含まれるハザードエリア内の家屋</td> </tr> <tr> <td>②土砂災害警戒情報が発表されており、さらに「記録的短時間大雨情報」が発表されたとき</td> <td>「2時間後予想」「1時間後予想」「実況」のいずれかでC Lを超過している雨量観測所の系列グループに含まれるハザードエリア内の家屋</td> </tr> <tr> <td>災害発生情報 警戒レベル 5</td> <td>新たに土砂災害が発生したとき（被害拡大のおそれなくなるまでの間）</td> <td>新たに土砂災害が発生したハザードエリア内の家屋</td> </tr> </tbody> </table>	発令の種類	本市の発令基準	対象エリア	避難準備・高齢者等避難開始 警戒レベル 3	大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、各雨量観測所における土砂災害の危険度が「2時間後予想」で土砂災害発生危険基準線（C L）を超過し、さらに降雨が継続する場合	「2時間後予想」でC Lを超過した雨量観測所の系列グループに含まれるハザードエリアを含む町丁目	避難勧告 警戒レベル 4	次の①または②または③または④の場合		①大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、各雨量観測所における土砂災害の危険度が「1時間後予想」で土砂災害発生危険基準線（C L）を超過し、さらに降雨が継続する場合	「1時間後予想」でC Lを超過した雨量観測所の系列グループに含まれるハザードエリアを含む町丁目	②各雨量観測所における土砂災害の危険度が「実況」で土砂災害発生危険基準線（C L）を超過したとき	「実況」でC Lを超過した雨量観測所の系列グループに含まれるハザードエリアを含む町丁目	③土壌雨量指数が「実況」で土砂災害警戒情報発表レベルを超過した（＝判定メッシュが濃い紫色になった）とき	濃い紫色になった判定メッシュに含まれるハザードエリアを含む町丁目	④大雨警報（土砂災害）が発表されている状況において「記録的短時間大雨情報」が発表されたとき	ハザードエリアを含む全町丁目		避難指示（緊急） 警戒レベル 4	次の①または②の場合		①土砂災害警戒情報が発表され、かつ、各雨量観測所における土砂災害の危険度が「実況」で土砂災害発生危険基準線（C L）を越え、かつ、土壌雨量指数が「実況」で土砂災害警戒情報発表レベルを超過した（＝判定メッシュが濃い紫色になった）とき	濃い紫色になった判定メッシュに含まれるハザードエリアのうち、「実況」でC Lを超過した雨量観測所の系列グループに含まれるハザードエリア内の家屋	②土砂災害警戒情報が発表されており、さらに「記録的短時間大雨情報」が発表されたとき	「2時間後予想」「1時間後予想」「実況」のいずれかでC Lを超過している雨量観測所の系列グループに含まれるハザードエリア内の家屋	災害発生情報 警戒レベル 5	新たに土砂災害が発生したとき（被害拡大のおそれなくなるまでの間）	新たに土砂災害が発生したハザードエリア内の家屋	<p>災害応急対策-28</p>
発令の種類	本市の発令基準	対象エリア																																																								
避難準備・高齢者等避難開始	大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、各雨量観測所における土砂災害の危険度が「2時間後予想」で土砂災害発生危険基準線（C L）を超過し、さらに降雨が継続する場合	「2時間後予想」でC Lを超過した雨量観測所の系列グループに含まれるハザードエリアを含む町丁目																																																								
避難勧告	次の①または②または③または④の場合																																																									
	①大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、各雨量観測所における土砂災害の危険度が「1時間後予想」で土砂災害発生危険基準線（C L）を超過し、さらに降雨が継続する場合	「1時間後予想」でC Lを超過した雨量観測所の系列グループに含まれるハザードエリアを含む町丁目																																																								
	②各雨量観測所における土砂災害の危険度が「実況」で土砂災害発生危険基準線（C L）を超過したとき	「実況」でC Lを超過した雨量観測所の系列グループに含まれるハザードエリアを含む町丁目																																																								
	③土壌雨量指数が「実況」で土砂災害警戒情報発表レベルを超過した（＝判定メッシュが濃い紫色になった）とき	濃い紫色になった判定メッシュに含まれるハザードエリアを含む町丁目																																																								
④大雨警報（土砂災害）が発表されている状況において「記録的短時間大雨情報」が発表されたとき	ハザードエリアを含む全町丁目																																																									
避難指示（緊急）	次の①または②または③の場合																																																									
	①土砂災害警戒情報が発表され、かつ、各雨量観測所における土砂災害の危険度が「実況」で土砂災害発生危険基準線（C L）を越え、かつ、土壌雨量指数が「実況」で土砂災害警戒情報発表レベルを超過した（＝判定メッシュが濃い紫色になった）とき	濃い紫色になった判定メッシュに含まれるハザードエリアのうち、「実況」でC Lを超過した雨量観測所の系列グループに含まれるハザードエリア内の家屋																																																								
	②土砂災害警戒情報が発表されており、さらに「記録的短時間大雨情報」が発表されたとき	「2時間後予想」「1時間後予想」「実況」のいずれかでC Lを超過している雨量観測所の系列グループに含まれるハザードエリア内の家屋																																																								
③新たに土砂災害が発生したとき（被害拡大のおそれなくなるまでの間）	新たに土砂災害が発生したハザードエリア内の家屋																																																									
発令の種類	本市の発令基準	対象エリア																																																								
避難準備・高齢者等避難開始 警戒レベル 3	大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、各雨量観測所における土砂災害の危険度が「2時間後予想」で土砂災害発生危険基準線（C L）を超過し、さらに降雨が継続する場合	「2時間後予想」でC Lを超過した雨量観測所の系列グループに含まれるハザードエリアを含む町丁目																																																								
避難勧告 警戒レベル 4	次の①または②または③または④の場合																																																									
	①大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、各雨量観測所における土砂災害の危険度が「1時間後予想」で土砂災害発生危険基準線（C L）を超過し、さらに降雨が継続する場合	「1時間後予想」でC Lを超過した雨量観測所の系列グループに含まれるハザードエリアを含む町丁目																																																								
	②各雨量観測所における土砂災害の危険度が「実況」で土砂災害発生危険基準線（C L）を超過したとき	「実況」でC Lを超過した雨量観測所の系列グループに含まれるハザードエリアを含む町丁目																																																								
	③土壌雨量指数が「実況」で土砂災害警戒情報発表レベルを超過した（＝判定メッシュが濃い紫色になった）とき	濃い紫色になった判定メッシュに含まれるハザードエリアを含む町丁目																																																								
④大雨警報（土砂災害）が発表されている状況において「記録的短時間大雨情報」が発表されたとき	ハザードエリアを含む全町丁目																																																									
避難指示（緊急） 警戒レベル 4	次の①または②の場合																																																									
	①土砂災害警戒情報が発表され、かつ、各雨量観測所における土砂災害の危険度が「実況」で土砂災害発生危険基準線（C L）を越え、かつ、土壌雨量指数が「実況」で土砂災害警戒情報発表レベルを超過した（＝判定メッシュが濃い紫色になった）とき	濃い紫色になった判定メッシュに含まれるハザードエリアのうち、「実況」でC Lを超過した雨量観測所の系列グループに含まれるハザードエリア内の家屋																																																								
②土砂災害警戒情報が発表されており、さらに「記録的短時間大雨情報」が発表されたとき	「2時間後予想」「1時間後予想」「実況」のいずれかでC Lを超過している雨量観測所の系列グループに含まれるハザードエリア内の家屋																																																									
災害発生情報 警戒レベル 5	新たに土砂災害が発生したとき（被害拡大のおそれなくなるまでの間）	新たに土砂災害が発生したハザードエリア内の家屋																																																								
<p style="text-align: center;">3-4-2-1-1 避難勧告等の発令基準【水害】 (災害応急対策-27)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">発令の種類</th> <th style="width: 45%;">本市の発令基準</th> <th style="width: 40%;">対象エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>水位観測所での水位が、避難判断水位に到達した場合</td> <td>当該河川の危険度2（1/200年）以上の箇所を含む町丁目</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>水位観測所での水位が、氾濫危険水位に到達した場合</td> <td>当該河川の危険度2（1/200年）以上のメッシュ内の家屋</td> </tr> <tr> <td>避難指示（緊急）</td> <td>現に溢水・越水または堤防の決壊が発生したとき</td> <td>当該河川の危険度2（1/200年）以上のメッシュ内の家屋</td> </tr> </tbody> </table>	発令の種類	本市の発令基準	対象エリア	避難準備・高齢者等避難開始	水位観測所での水位が、避難判断水位に到達した場合	当該河川の危険度2（1/200年）以上の箇所を含む町丁目	避難勧告	水位観測所での水位が、氾濫危険水位に到達した場合	当該河川の危険度2（1/200年）以上のメッシュ内の家屋	避難指示（緊急）	現に溢水・越水または堤防の決壊が発生したとき	当該河川の危険度2（1/200年）以上のメッシュ内の家屋	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">発令の種類</th> <th style="width: 45%;">本市の発令基準</th> <th style="width: 40%;">対象エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始 警戒レベル 3</td> <td>水位観測所での水位が、避難判断水位に到達した場合</td> <td>当該河川の危険度2（1/200年）以上の箇所を含む町丁目</td> </tr> <tr> <td>避難勧告 警戒レベル 4</td> <td>水位観測所での水位が、氾濫危険水位に到達した場合</td> <td>当該河川の危険度2（1/200年）以上のメッシュ内の家屋</td> </tr> <tr> <td>避難指示（緊急） 警戒レベル 4</td> <td>「避難所に避難」の対象世帯に対し、避難勧告に重ねて強く避難所への避難を促す必要がある場合</td> <td>当該河川の危険度2（1/200年）以上のメッシュ内の家屋</td> </tr> <tr> <td>災害発生情報 警戒レベル 5</td> <td>現に溢水・越水または堤防の決壊が発生したとき</td> <td>当該河川の危険度2（1/200年）以上のメッシュ内の家屋</td> </tr> </tbody> </table>	発令の種類	本市の発令基準	対象エリア	避難準備・高齢者等避難開始 警戒レベル 3	水位観測所での水位が、避難判断水位に到達した場合	当該河川の危険度2（1/200年）以上の箇所を含む町丁目	避難勧告 警戒レベル 4	水位観測所での水位が、氾濫危険水位に到達した場合	当該河川の危険度2（1/200年）以上のメッシュ内の家屋	避難指示（緊急） 警戒レベル 4	「避難所に避難」の対象世帯に対し、避難勧告に重ねて強く避難所への避難を促す必要がある場合	当該河川の危険度2（1/200年）以上のメッシュ内の家屋	災害発生情報 警戒レベル 5	現に溢水・越水または堤防の決壊が発生したとき	当該河川の危険度2（1/200年）以上のメッシュ内の家屋	<p>災害応急対策-29</p>																													
発令の種類	本市の発令基準	対象エリア																																																								
避難準備・高齢者等避難開始	水位観測所での水位が、避難判断水位に到達した場合	当該河川の危険度2（1/200年）以上の箇所を含む町丁目																																																								
避難勧告	水位観測所での水位が、氾濫危険水位に到達した場合	当該河川の危険度2（1/200年）以上のメッシュ内の家屋																																																								
避難指示（緊急）	現に溢水・越水または堤防の決壊が発生したとき	当該河川の危険度2（1/200年）以上のメッシュ内の家屋																																																								
発令の種類	本市の発令基準	対象エリア																																																								
避難準備・高齢者等避難開始 警戒レベル 3	水位観測所での水位が、避難判断水位に到達した場合	当該河川の危険度2（1/200年）以上の箇所を含む町丁目																																																								
避難勧告 警戒レベル 4	水位観測所での水位が、氾濫危険水位に到達した場合	当該河川の危険度2（1/200年）以上のメッシュ内の家屋																																																								
避難指示（緊急） 警戒レベル 4	「避難所に避難」の対象世帯に対し、避難勧告に重ねて強く避難所への避難を促す必要がある場合	当該河川の危険度2（1/200年）以上のメッシュ内の家屋																																																								
災害発生情報 警戒レベル 5	現に溢水・越水または堤防の決壊が発生したとき	当該河川の危険度2（1/200年）以上のメッシュ内の家屋																																																								

箕面市地域防災計画 新旧対照表 (主な改定箇所 の 抜粋)

現行	改正案	ページ																
<p>3-4-2-1-2 避難勧告等の発令と広報 風水害</p> <p>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令したときは、防災行政無線、コミュニティFMタッキー816、広報車等の聴覚情報、市民安全メール、ホームページへの掲載、市民安全ツイッター、エリアメール／緊急速報メール／Yahoo!防災速報（定められた種類の緊急情報に限る）等の視覚情報を複合的に利用し、市民に広報する。</p>	<p style="color: red; text-decoration: underline;">なお、避難指示（緊急）は、必ずしも発令するものではなく、状況に応じて緊急的に、または重ねて避難を促す場合などに発令するものである。</p> <p>3-4-2-1-2 避難勧告等の発令と広報 風水害</p> <p>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報を発令したときは、防災行政無線、コミュニティFMタッキー816、広報車等の聴覚情報、市民安全メール、Twitter、LINE、ホームページへの掲載、市民安全ツイッター、エリアメール／緊急速報メール／Yahoo!防災速報（定められた種類の緊急情報に限る）等の視覚情報を複合的に利用し、市民に広報する。</p>	ページ																
<p>3-4-2-1-3 市民がとるべき避難行動 <small>（災害応急対策-27）</small></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%; text-align: center;">発令の種類</th> <th style="text-align: center;">市民がとるべき避難行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">避難準備・高齢者等避難開始</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・水平避難を要する世帯の者は、避難所への避難を開始 ・その他水平避難を予定している者のうち、高齢者、障害者または小さな子どもを連れて避難する者等は、避難所への避難を開始 ・災害時要援護者等の支援者は、支援行動を開始 ・通常の避難行動ができる者は、避難準備を開始 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">避難勧告</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・水平避難を要する世帯の者は、避難所へ避難 ・垂直避難する世帯の者は、自宅内の2階かつ斜面から離れた場所に避難 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">避難指示（緊急）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所へ移動中の者は、避難を速やかに完了 ・垂直避難中の者は、自宅内の2階かつ斜面から離れた場所に避難を継続 ・水平避難を要する世帯の者で、この時点で避難していない場合は、近隣の安全な場所に移動するなど生命を守るための最低限の行動を開始 </td> </tr> </tbody> </table>	発令の種類	市民がとるべき避難行動	避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・水平避難を要する世帯の者は、避難所への避難を開始 ・その他水平避難を予定している者のうち、高齢者、障害者または小さな子どもを連れて避難する者等は、避難所への避難を開始 ・災害時要援護者等の支援者は、支援行動を開始 ・通常の避難行動ができる者は、避難準備を開始 	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・水平避難を要する世帯の者は、避難所へ避難 ・垂直避難する世帯の者は、自宅内の2階かつ斜面から離れた場所に避難 	避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所へ移動中の者は、避難を速やかに完了 ・垂直避難中の者は、自宅内の2階かつ斜面から離れた場所に避難を継続 ・水平避難を要する世帯の者で、この時点で避難していない場合は、近隣の安全な場所に移動するなど生命を守るための最低限の行動を開始 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%; text-align: center;">発令の種類</th> <th style="text-align: center;">市民がとるべき避難行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">避難準備・高齢者等避難開始 警戒レベル3</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「避難所に避難」の対象世帯の者は、避難所への避難を開始 ・その他「避難所に避難」を予定している者のうち、高齢者、障害者または小さな子どもを連れて避難する者等は、避難所への避難を開始 ・災害時要援護者等の支援者は、支援行動を開始 ・通常の避難行動ができる者は、避難準備を開始 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">避難勧告・避難指示（緊急） 警戒レベル4</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「避難所に避難」の対象世帯の者は、避難所へ避難 ・「2階に避難」の対象世帯の者は、自宅内の2階かつ斜面から離れた場所に避難 ・「避難所に避難」の対象世帯の者で、避難所までの移動が危険な場合は、近隣の安全な場所に移動するなど生命を守るための最低限の行動を実行 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">災害発生情報 警戒レベル5</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣の安全な場所に移動するなど生命を守るための最低限の行動を実行 </td> </tr> </tbody> </table>	発令の種類	市民がとるべき避難行動	避難準備・高齢者等避難開始 警戒レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ・「避難所に避難」の対象世帯の者は、避難所への避難を開始 ・その他「避難所に避難」を予定している者のうち、高齢者、障害者または小さな子どもを連れて避難する者等は、避難所への避難を開始 ・災害時要援護者等の支援者は、支援行動を開始 ・通常の避難行動ができる者は、避難準備を開始 	避難勧告・避難指示（緊急） 警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> ・「避難所に避難」の対象世帯の者は、避難所へ避難 ・「2階に避難」の対象世帯の者は、自宅内の2階かつ斜面から離れた場所に避難 ・「避難所に避難」の対象世帯の者で、避難所までの移動が危険な場合は、近隣の安全な場所に移動するなど生命を守るための最低限の行動を実行 	災害発生情報 警戒レベル5	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の安全な場所に移動するなど生命を守るための最低限の行動を実行 	
発令の種類	市民がとるべき避難行動																	
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・水平避難を要する世帯の者は、避難所への避難を開始 ・その他水平避難を予定している者のうち、高齢者、障害者または小さな子どもを連れて避難する者等は、避難所への避難を開始 ・災害時要援護者等の支援者は、支援行動を開始 ・通常の避難行動ができる者は、避難準備を開始 																	
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・水平避難を要する世帯の者は、避難所へ避難 ・垂直避難する世帯の者は、自宅内の2階かつ斜面から離れた場所に避難 																	
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所へ移動中の者は、避難を速やかに完了 ・垂直避難中の者は、自宅内の2階かつ斜面から離れた場所に避難を継続 ・水平避難を要する世帯の者で、この時点で避難していない場合は、近隣の安全な場所に移動するなど生命を守るための最低限の行動を開始 																	
発令の種類	市民がとるべき避難行動																	
避難準備・高齢者等避難開始 警戒レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ・「避難所に避難」の対象世帯の者は、避難所への避難を開始 ・その他「避難所に避難」を予定している者のうち、高齢者、障害者または小さな子どもを連れて避難する者等は、避難所への避難を開始 ・災害時要援護者等の支援者は、支援行動を開始 ・通常の避難行動ができる者は、避難準備を開始 																	
避難勧告・避難指示（緊急） 警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> ・「避難所に避難」の対象世帯の者は、避難所へ避難 ・「2階に避難」の対象世帯の者は、自宅内の2階かつ斜面から離れた場所に避難 ・「避難所に避難」の対象世帯の者で、避難所までの移動が危険な場合は、近隣の安全な場所に移動するなど生命を守るための最低限の行動を実行 																	
災害発生情報 警戒レベル5	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の安全な場所に移動するなど生命を守るための最低限の行動を実行 																	

箕面市地域防災計画 新旧対照表 (主な改定箇所の抜粋)

現行	改正案	ページ
<p>3-4-2-2 避難行動要支援者の避難支援 風水害</p> <p>避難支援等関係者は、必要と判断したときは、特に水平避難を要する世帯の避難行動要支援者を優先的に、その状況及び避難の要否を確認する。</p>	<p>3-4-2-2 避難行動要支援者の避難支援 風水害</p> <p>避難支援等関係者は、必要と判断したときは、特に<u>避難所に避難</u>を要する世帯の避難行動要支援者を優先的に、その状況及び避難の要否を確認する。</p>	災害応急対策-30
<p>3-5-1-1 交通規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を箕面警察署と相互に共有するとともに、府に報告する。 ・道路の破損、欠損等により通行が危険である場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、箕面警察署及び他の道路管理者等と協議の上、区間を定めて通行を禁止し、または制限する。 ・交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等を行う。 ・緊急車両の通行の妨害となる車両その他の物件について、通行を確保するため必要な措置を講じる。 	<p>3-5-1-1 交通規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を箕面警察署と相互に共有するとともに、府に報告する。 ・道路の破損、欠損等により通行が危険である場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、箕面警察署及び他の道路管理者等と協議の上、区間を定めて通行を禁止し、または制限する。 ・交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等を行う。 ・緊急車両の通行の妨害となる車両その他の物件について、通行を確保するため必要な措置を講じる。 ・<u>鉄道が運休した場合において、市内3か所の踏切の開閉状況について鉄道事業者と情報を共有し、連携して緊急車両の通行を確保する措置を講じる。</u> 	災害応急対策-34
<p>3-7-2-1 給水</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設給水栓からの給水開始 ・応急仮配管の敷設による給水の実施 ・給水用資機材の調達 ・協定締結自治体への応援要請 ・住民への給水活動に関する情報の提供 ・飲料水の水質検査及び消毒 ・備蓄水の配布 	<p>3-7-2-1 給水</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>避難所における給水の実施</u> ・<u>臨時給水拠点における給水車による給水の実施</u> ・仮設給水栓からの給水開始 ・応急仮配管の敷設による給水の実施 ・給水用資機材の調達 ・協定締結自治体への応援要請 ・住民への給水活動に関する情報の提供 ・飲料水の水質検査及び消毒 ・備蓄水の配布 	災害応急対策-39

箕面市地域防災計画 新旧対照表 (主な改定箇所の抜粋)

現行	改正案	ページ
<p>3-11-3-2 市民への広報</p> <p>市は、東海地震注意情報または東海地震予知情報が発表されたときは、速報性の高い手段を用いて迅速に市民に広報する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線の屋外スピーカーによる放送 ・コミュニティFMタッキー816による放送 ・市民安全メールによる情報送信 ・エリアメール／緊急速報メール／Yahoo!防災速報の配信（定められた種類の緊急情報に限る） 	<p><u>3-7-2-3 電源の供給</u></p> <p><u>停電が継続する場合は、在宅被災者の携帯電話などを充電するための充電スポットを設置する。</u></p> <p><u>充電スポットは、避難所のほか、庁舎、公共施設（主に平常時から不特定多数の利用者が利用する施設）とする。</u></p> <p>3-11-3-2 市民への広報</p> <p>市は、東海地震注意情報または東海地震予知情報が発表されたときは、速報性の高い手段を用いて迅速に市民に広報する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線の屋外スピーカーによる放送 ・コミュニティFMタッキー816による放送 ・市民安全メール、<u>Twitter</u>、<u>LINE</u>による情報送信 ・エリアメール／緊急速報メール／Yahoo!防災速報の配信（定められた種類の緊急情報に限る） 	<p>災害応急対策-54</p>